

確定申告シーズンがやってくる！今年のポイントは？

●こんな方は確定申告を！

◆確定申告が必要な人

自営業者やフリーランスなどの事業所得者、家賃収入等がある方、株や土地の売却益がある方、その他下記のような場合確定申告が必要です。

- ・給与収入が2,000万円を超えた
- ・フリーランスで雑所得や一時所得が20万円を超えた
- ・2ヵ所以上から給与を受け取った
- ・公的年金が400万円を超えた
- ・外国企業から退職金を受け取った など

◆確定申告でメリットがある人

①医療費控除／年間の医療費が10万円（または所得の5%）超、②住宅ローン控除、③寄付やふるさと納税の申告、④台風被害などによる雑損控除申告などで、税負担が軽減される可能性があります。



●効率的に申告を終わらせるには？

◆手書きはやめてパソコンで作成

毎年手書きで申告している方には、国税庁HPの確定申告コーナーがオススメ。必要事項を入力して印刷すれば、郵送で申告書を提出できます。もちろん、自分で作るのには難しい…という方は専門家にお任せを！

◆スマホで確定申告

今年登場の2本の確定申告コーナーは、1ヵ所の給与収入のみの人しか使えず不評でしたが、今回から大幅バージョンアップとか。医療費控除などの申告がパソコンやフリーランスがなくても、申告できて便利になります。

◆納税は口座振替かコンビニ決済で！

納税のために税務署や銀行へ出向くのは時間の無駄使い！口座引落がオススメです。

税額30万円以下なら自宅でQRコードを印刷、近所のコンビニで納税もできるようになっています。

●ふるさと納税の確定申告



返礼品のうまみは半減しても、まだまだ人気のふるさと納税。適正額を寄付すれば、確定申告で所得税と住民税の還付や税額控除を受けられます。

◆ワストップ 納税なら申告不要

5自治体までの寄付なら“ワストップ 特例制度”を使えば、確定申告せずに住民税だけが減額されます。

年末調整を受けた給与所得者が、20万円以下の一時所得等を申告せずに済ませるためにはこちらがオススメ。

◆寄付はお早めに！

申告には自治体の発行する“寄付金受領証明書”が必要。年末ぎりぎりだと2月中に届かないケースもあるので、ふるさと納税するならお早めに！

●今年の医療費は？



医療費は年間10万円を超えなくても、所得の5%を超えれば控除できます。ただし、高額医療費の還付や、受けとった入院給付金は差し引く必要があります。入院給付金が医療費より多く最終的に実質負担がなければ、医療費控除はとれません。

税務署へは利用者、医療機関、金額などを記載した明細書だけを提出するので、領収書は提出不要です。ただし、5年間の保管が義務付けられています。

●保険料控除証明書の紛失にご注意！

生命保険料や地震保険料の控除証明書は、毎年10月から届き始めます。再発行は時間もかかるので、失くさないよう保管しておきましょう。

なお来年からは、控除証明が電子データで入手できるようになり、年末調整で会社へ提出したり、確定申告で電子送信できるようになるようです。

●地震や台風被害では特例活用も！

台風による河川氾濫などで、大きな被害が発生しました。自宅や家財に損害を受けた場合、雑損控除で所得税負担を減らしたり、災害減免法で所得税の免除が受けられます。

◆雑損控除（所得税負担の軽減特例）

- ①（損害金額＋災害関連支出－損害保険金等）
－総所得金額×10%
- ②災害関連支出金額－5万円

◆災害減免法（所得税の免除制度）

所得1千万円以下の方が、住宅や家財で時価の50%以上の損害を受けた場合、表のように所得税の減免の対象となります。

所得金額	免除される所得税
500万円以下	所得税の全額
750万円以下	所得税の1/2
1,000万円以下	所得税の1/4

被災地への寄付方法

被災地支援のため寄付すれば寄付金控除ができますが、種類によって種類によってこんな違いが…。

種類	相手先	内容
義援金	赤十字社、赤い羽根募金等	最終的に被災者に平等に配分されるが、手元に届くまで時間がかかる。
支援金	被災地で活動するNPO等	被災地での救命・復旧活動に使われる。（すぐ活用される）
ふるさと納税	被災地の自治体	被災者へ速やかに届く。通常の寄付と異なり負担は少なく、自分の住所地へ納税する住民税が寄付にまわる。